

令和4年6月定例会 県土都市整備委員会の概要

日 時 令和4年7月1日（金） 開会 午前10時 1分
閉会 午前11時34分

場 所 第9委員会室

出席委員 飯塚俊彦委員長

渡辺大委員、高木功介委員、武内政文委員、高橋政雄委員、
宮崎栄治郎委員、醍醐清委員、町田皇介委員、中川浩委員、
浅野日義英委員

欠席委員 安藤友貴副委員長

説明者 [県土整備部関係]

北田健夫県土整備部長、磯田忠夫県土整備部副部長、
山科昭宏県土整備部副部長、水草浩一参事兼河川砂防課長、
武澤安彦県土整備政策課長、飯塚雅彦県土整備政策課政策幹、
高橋厚夫建設管理課長、赤沼知真用地課長、根岸幸司道路街路課長、
相原秀行道路環境課長、長谷部進一河川環境課長

草野忠幸収用委員会事務局長

[都市整備部及び下水道局関係]

村田暁俊都市整備部長、堀井徹都市整備部副部長、
関根昌己都市整備部副部長、浪江治都市整備政策課長、
小島茂都市計画課長、小島孝文市街地整備課長、
石川修産業基盤対策幹、鈴木水弘公園スタジアム課長、
山田暁子建築安全課長、中村克住宅課長、
松井直行営繕課長、大澤春樹設備課長

今成貞昭下水道事業管理者、伊田恒弘下水道局長、
岸田秀参事兼下水道事業課長、檜山志のぶ下水道管理課長

会議に付した事件並びに審査結果

1 議案

議案番号	件 名	結 果
第97号	知事の権限に属する事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第99号	埼玉県流域下水道事業企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	原案可決
第104号	訴えの提起について	原案可決
第105号	訴えの提起について	原案可決

2 請願
なし

報告事項

1 県土整備部

埼玉県の道づくり

2 都市整備部及び下水道局

- (1) 指定管理者等に係る令和3年度事業報告書及び令和4年度事業計画書について
- (2) 令和4年度における指定管理者の選定について
- (3) 包括的民間委託に係る令和3年度事業実績及び令和4年度事業計画の概要について

【付託議案に対する質疑（都市整備部及び下水道局関係）】

渡辺委員

- 1 第99号議案について、定年延長されることで、今後人件費はどのようになるのか。
- 2 第104号議案について、滞納月数が10か月以上と長期になっているが、もっと早い段階で訴訟対象者とすることができなかつたのか。

下水道管理課長

- 1 定年延長の影響が実際の給与費に反映されるのは、令和6年度の予算からになる予定である。人事課が現時点で推計した令和6年度における影響額は、60歳以降も働くことを希望する職員の割合が今の再雇用よりも増えると想定されること、また再任用職員よりも給与水準が高くなるということから知事部局、教育局、警察本部合わせて約17億円の増となり、給与総額を約0.3%程度押し上げると聞いている。これを単純に下水道局にあてはめると、令和4年度予算における公社等に派遣されている職員を含む一般職員の給与費約12億円の0.3%、約360万円が令和6年度における影響額になると推計している。しかし、下水道局では人事異動等によりその年度、年度に配置される職員の年齢や、扶養手当、通勤手当など手当の額が異なっていることから、現状でもこの程度の給与額の上振れ、下振れというのは起こりうるレベルであり、職員定数が現状のまま維持されておれば、大きな給与費の変動はないと考えている。

住宅課長

- 2 滞納者については、原則として6か月以上の滞納があった場合、訴訟の対象としている。番号1の対象者については、退去の手続きをせず無断で退去したため、移転先の調査などに多大な時間を必要とした。番号2の対象者については、滞納額の分割納付について誓約をしていたため、訴えの提起は見合わせていた。このように訴訟対象者の家庭の状況であるとか、滞納の理由など慎重に調査するため、若干時間を要している。また、訴訟に向けては予告訪問や最終の明渡し請求通知などが必要となるため、結果として月数が長期となっている。

町田委員

- 1 第104号議案について、滞納月数が6か月未満の件数等についてはどれくらいか。
- 2 ここ1～2年は新型コロナウイルス感染症の影響により、収入が減少したケースも想定されるが、コロナ前とコロナ後で滞納の状況に変化が見られるか。

住宅課長

- 1 令和3年度実績は、273人である。
- 2 コロナ前の令和元年度の6か月未満の家賃滞納者は500名であった。令和3年度は273人であるため、コロナの前後で比較すると、滞納者が増えているという状況にはない。

町田委員

- 6か月未満の家賃滞納者273人の月別内訳はどうか。

住宅課長

令和3年度実績では、1か月滞納者は179人である。2か月滞納者が63人。3か月から5か月までは31人である。

町田委員

基本的に6か月以上が訴えの提起の対象となるということであるが、1か月や2か月など早期の段階で、個々の状況を把握して、例えば就労支援や生活保護等の生活支援サービスにつなげていくことが、訴えの提起を回避することや、不納欠損を抑えることにつながると思うが、現状の対応はどうか。

住宅課長

まず、1か月の滞納が生じた段階で、コールセンターの職員から電話の催告を行っている。次に、2か月の滞納の段階で、地区担当職員が電話催告や自宅訪問を実施している。滞納月数が少ない段階でも、滞納者との折衝を通じて、生活的な支援が必要であることを把握した場合は、市町村の福祉担当と連携を図りながら必要な措置を講じている。

武内委員

- 1 第104号議案について質問する。家賃滞納の件は頻繁に議案が提出されているが、訴訟の効果について伺いたい。
- 2 具体的にはほとんど和解となると思われるが、実際のところはどうなのか。

住宅課長

- 1 家賃滞納者に対する住宅の明渡し及び滞納家賃の請求訴訟は、昭和59年から行っているが、明渡し訴訟の滞納抑止効果は高いと認識している。例えば、訴訟の対象となる6か月以上の滞納者については、ピーク時が平成12年度であったが、令和3年度は17人に減少しており、減少率は97.5%と、高い抑止効果があったものと考えている。
- 2 近年の状況では、訴えの提起の議案承認後、訴訟し、判決に至るまでに和解となったものが1割程度である。

武内委員

和解が1割程度ということであるが、9割は県側が勝訴という理解でよいか。

住宅課長

訴訟を提起したものについては全て勝訴している。判決の前に、滞納家賃の完納などが見込まれるものについては和解をしている。また、その前に退去している者もいる。

武内委員

議案となった訴えの提起のその後の状況について、適当な時期に議会に報告すべきではないか。

住宅課長

ご意見のとおりと考える。今回の参考資料として、昨年度の議案2件の議決後の状況について提出している。

中川委員

再任用職員の年収が6割から7割に大幅に改善される。渡辺委員の質疑でも360万円の増額が見込まれるとのことだった。一方で、今後の下水道会計を考えると、先日の川島町での事故等、老朽化に係る予算が大変な状況になるが、これを契機に改めて業務改善、特に今まで民間委託していない部分について改めて検討が必要ではないか。

下水道管理課長

下水道局の定数は現在107名で、平成22年4月に下水道局が発足して以来、知事部局から公共下水道の指導監督事務が移管された際に職員ごと移管されたことを除くと、増えていない状況である。

一方、下水道局発足当時と比べると、かなり取り巻く環境は変わっており、施設の老朽化の問題や温室効果ガスの削減、下水処理の過程で発生する汚泥・ガスの活用等、新たな業務範囲が増えている。

現在でも、日常の維持管理業務や運転管理業務などについては、下水道公社を含めた民間に委託して実施しており、それにより、24時間365日途切れることのない下水道サービスを維持しているところである。

下水道の運営に係る市町村の負担や、その先の県民の負担を考えれば、常に効率的な運営を心掛けることは当然のことと考えている。委員の御指摘にあった民間に委託をすることによって、より効率的に、安価にできる業務がないかを検討し、職員一人一人の生産性の向上に努め、効率化について不断の努力をしていきたいと考えている。

中川委員

先ほど、再雇用が今後増えることが想定されるという答弁があったが、今回の条例案の改正によって下水道局の定数そのものが増える要因はあるのか。

下水道管理課長

今回の定年延長に伴い定数が増えることはない。

【付託議案に対する討論】

なし